

毛呂山町建築物不燃化推進事業補助金について

1. 本事業の背景

密集市街地の形成・拡大（高度成長期）



密集市街地における老朽化住宅（空き家）の増大



糸魚川市大規模災害の際、密集市街地において人的・物的に大きな被害をもたらす。国は立地適正化計画策定を推奨し、全国に存在する防災上危険な密集市街地の早急な解消を図るとともに、コンパクトシティ形成へ舵を切る。

2. 本事業概要

中心市街地不燃化推進事業補助金とは、密集市街地において老朽化住宅(昭和56年5月31日以前に建築された建築物)及び耐用年数が過ぎた建築物に対して除却及び建替え等を考えている地権者及び2親等以内の親族に対して、**基本設計費、建築設計費、建築物等除却費、補償費等の金額の半額を支援（上限50万円）**するものである。令和元年度より令和4年度まで、第一団地から事業化しています。

※本事業イメージ



除却前



除却後

3. 事業例

①建替の場合



- ・老朽住宅(昭和56年5月31日以前に建築された建物)又は耐用年数が超過した建築物であること。
 - ・建替予定の建築物が重ね建て住宅・連続住宅・共同住宅・戸建て住宅のどれかに該当すること。
 - ・隣地を取得し総合計敷地面積が150㎡以上あること。
 - ・建替予定建築物が準耐火構造以上の耐火性能が有すること。
- 建替費用 150万円×0.5=75万円=上限50万円=50万円の補助金

②除却の場合



- ・老朽住宅(昭和56年5月31日以前に建築された建物)又は耐用年数が超過した建築物であること。
- 除却費用 70万円×0.5=35万円の補助金

4. 対象エリア・構造別耐用年数表



構造	耐用年数
木造	22年
鉄骨造	34年
鉄筋コンクリート造	47年

5. 年度別実施予定及び実績

年度	計画	実績
令和元年度 (R元.11.1~)	5件	5件
令和2年度	10件	4件
令和3年度	10件	5件
令和4年度	10件	3件